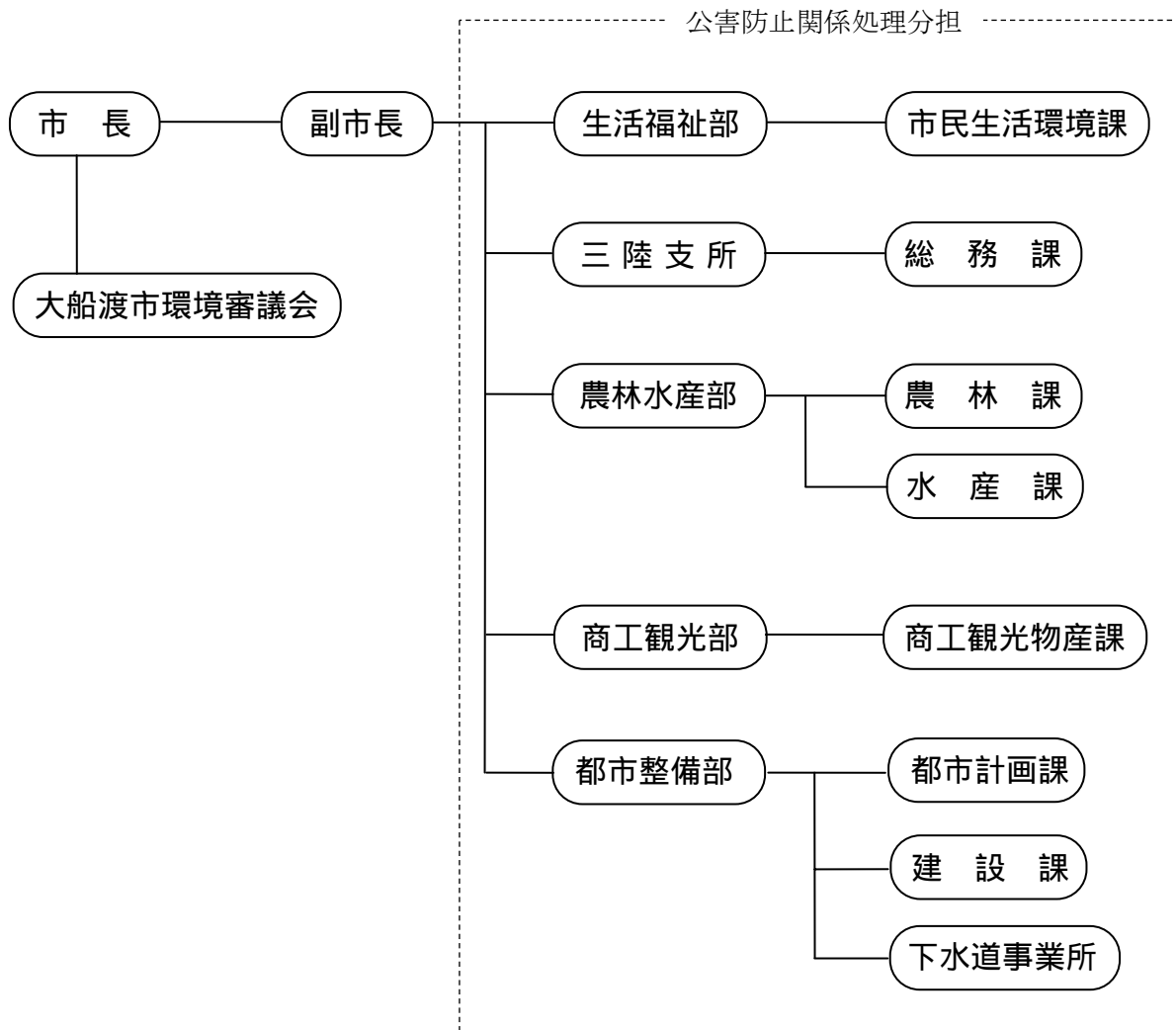


## 第2 環境公害行政組織と処理分担

### 1. 組 織



## 2. 処理分担

課 名	公 害 防 止 関 係 処 理 分 担 事 項
生活福祉部 市民生活環境課 (三陸支所総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公害防止対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</li> <li>2. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること</li> <li>3. 大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を防止するための調査、監視及び指導に関すること</li> <li>4. 騒音及び振動の規制及び防止に関すること</li> <li>5. 悪臭の防止に関すること</li> <li>6. 大船渡市環境審議会に関すること</li> <li>7. へい獣処理場等に係る公害の防止に関すること</li> <li>8. と畜場に係る公害の防止に関すること</li> <li>9. し尿処理施設等に係る公害の防止に関すること</li> <li>10. 飲用井戸その他水の衛生に係る公害の防止に関すること</li> <li>11. 清掃衛生に係る公害の防止に関すること</li> <li>12. 環境衛生に係る発生公害の調査に関すること</li> <li>13. その他公害防止に関すること</li> </ol>
農林水産部 農 林 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農薬に係る公害の防止に関すること</li> <li>2. 農産物に係る公害の防止に関すること</li> <li>3. 畜産に係る公害の防止に関すること</li> <li>4. 所掌事務に係る公害の防止及び指導に関すること</li> </ol>
農林水産部 水 産 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水産資源の保護培養に係る公害の防止並びに調査に関すること</li> <li>2. 水産資源に係る公害の調査に関すること</li> <li>3. 所掌事務に係る公害の防止及び指導に関すること</li> </ol>
商工観光部 商工観光物産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存産業並びに企業誘致に係る公害の防止に関すること</li> <li>2. 工鉱業による公害の防止に関すること</li> <li>3. 高圧ガスに係る公害の防止に関すること</li> <li>4. 採石業に係る公害の防止に関すること</li> <li>5. 公害防除施設設置資金に係る融資のあっせんに関すること</li> <li>6. 粉じんの公害防止に関すること</li> <li>7. 所掌事務に係る公害の防止及び指導に関すること</li> </ol>
都市整備部 建 設 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設業者に対する公害防止の指導に関すること</li> <li>2. 道路工事等に係る公害防止に関すること</li> <li>3. 河川、港湾及び海岸の維持管理並びに工事施工に係る公害の防止に関すること</li> <li>4. 建築工事に係る公害防止の指導に関すること</li> <li>5. 所掌事務に係る公害の防止及び指導に関すること</li> </ol>
都市整備部 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所掌事務に係る公害の防止及び指導に関すること</li> </ol>
都市整備部 下水道事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所掌事務に係る公害の防止及び指導に関すること</li> </ol>

### 第3 大船渡市環境審議会

環境問題への対策は、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な判断を要請されます。

このため、公害対策基本法において市町村公害対策審議会を設置できることとなり、本市は昭和46年12月に大船渡市公害対策審議会条例を制定後、審議会を設置し、公害防止対策に関する基本事項について、調査及び審議を行いました。

その後、国では環境問題の構造変化を踏まえ、公害対策基本法を見直して新たに環境基本法を制定しました。

これに伴い、本市においても大船渡市公害対策審議会条例を廃止して、平成6年10月に大船渡市環境審議会条例を制定し、さらに、大船渡市環境審議会条例を廃止して、平成13年3月に大船渡市環境基本条例を制定し、大船渡市環境審議会を設置しています。

審議会委員は、本条例に基づき市長が委嘱しており、市議会議員5人、学識経験を有する者5人、環境、産業等に関する団体に属する者13人、その他市長が必要と認める者（公募委員）2人で構成しています。

平成18・19年度においては、大船渡市地球温暖化対策推進実行計画、大船渡市環境基本計画の推進などについて審議しました。